

令和6年3月28日

三田市長 田村 克也 様

三田市オンブズパーソン 中川 丈久



令和5年12月1日付で

申立てのありました意見等の  
通知しました発意に基づく

調査結果につきまして、三田市オ

ンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	①三田市民病院の医師 59 人が「再編統合しない場合は退職の可能性」と市長に伝えたことについて。②三田市民病院の循環器内科の医師が、職務専念義務のある日時に他院で外来診療を行っていることについて。
調査の結果	<p>1 はじめに</p> <p>(1) 申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>申立人は、①三田市民病院の医師 59 人が「再編統合しない場合は退職の可能性」を記した書面（以下、「本件書面」という。）を市長に渡したことについて、これが地方公務員法第 37 条第 1 項（争議行為等の禁止）に違反しているのではないかと指摘している。また、②三田市民病院の循環器内科の医師が、職務専念義務のある日時に他院で外来診療を行っていること（2023 年 8 月、にしき記念病院で A 医師が、同年 10 月に B 医師が、他病院において外来診療に従事していること。以下、「本件従事行為」という。）が、地方公務員法第 35 条（職務に専念する義務）に違反しているのではないかと指摘している。</p> <p>このうち、①について本件書面に関わった医師らに適用されるのは、地方公務員法第 37 条第 1 項（争議行為等の禁止）ではなく、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項（争議行為の禁止）である。三田市民病院は地方公営企業法第 2 条第 2 項にいう「病院事業」を行う施設であり、同法第 36 条は、「企業職員の労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律……の定めるところによる」と定めているからである。地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項は「職員及び組合は、地方公営企業等に対して同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない」と定める。</p>

そこで、以下では、地方公務員法第 37 条第 1 項（争議行為等の禁止）を、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項（争議行為の禁止）に置き換えて検討する。

- (2) 申立人はオンブズパーソンとの面談を望まないとのことであった。
- (3) オンブズパーソンは、三田市民病院長、同事務局長、同総務課長と面談して事実関係を確認のうえ、以下のとおり判断した。

## 2 ①に掲げる申立人の主張について

### (1) 事実認定：本件書面が市長に渡った経緯

オンブズパーソンとして、次のとおり認定する。

市長は就任後すぐの令和 5 年 8 月 8 日に三田市民病院長と面談し、市長選挙時の公約であった病院統合方針の撤回について現場の様子等を聴き取った。病院長は、地域医療の現状と地域医療を守るために今後どうあるべきか等を伝えるとともに、医師（有志）から預かっていた本件書面を市長に手渡した。その際病院長は、この書面は病院として組織決定をした書面ではないこと、しかし医師の有志から率直な気持ちを述べた書面として市長にお渡しくださいと依頼されたことを説明した。

オンブズパーソンにおいて本件書面を確認したところ、宛名が「三田市長 田村克也 様」、作成名義が「三田市民病院 医師有志一同」であり、文末が「2023 年 8 月 三田市民病院医師有志一同」とあり、その後賛同した医師の氏名一覧が記載されている。以上から、本件書面は、三田市民病院における有志医師らが、病院統合方針の撤回を公約とした田村市長の当選が確定した令和 5 年 7 月 23 日より後で、市長の手に渡った同年 8 月 8 日までの間に作成されたものとみられる。なお、本件書面において、有志医師ら自身の退職可能性を具体的に示唆する記述は見られない。

また、病院長及び事務局長からの聴き取りによれば、本件書面は、病院統合の白紙撤回を公約とする市長の当選の一報により、病院の将来に危機感を強めた市民病院の多くの医師が、自分たちの意見を新市長に届けたいと考えて作成した書面である。医師らの上司は病院長であるが、病院長も医師らと同じ考えであるから、違う考えをもつと思われた新市長を名宛人として作成したものである。そして病院長は、市長に地域医療の現状と地域医療を守るために今後どうあるべきか等を伝えた後に、医師（有志）が、自分たちの声を市長に直接伝えたいという思いを受けて本件書面を手渡

したものである。

その後、病院統合の白紙撤回公約を見直すこととした市長は、議会においてこの面談について触れ、「私が市長就任後、直ちに市民病院の現状把握等を行った結果、現在の小児科の診療体制では、救急はもとより、このままでは産科の対応も困難となり、市民病院での出産ができなくなる状況になりつつあること。」と述べている。

なお、市長の上記の議会発言を契機として、本件書面（市長が保有する書面）について、同年 8 月 24 日に三田市条例に基づく情報公開請求があり、実施機関にあたる市長は、当該文書が同条例 2 条第 2 号にいう公文書に該当するとしたうえで、三田市の組織内部での協議に関する情報と位置付け、同条例第 7 条第 5 号（審議、検討又は協議に関する情報）として、本件書面の大部分を不開示とした。この不開示決定をするにあたり、実施機関は、本件書面が勤務医から病院長に託された書面である以上、市が事務業務の必要上保管するものであるとして同条例 2 条第 2 号にいう公文書性が肯定されたものと解される。このことは、本件書面が病院として組織決定されたものではないとする病院長の認識となんら矛盾するものではないことを付言する。

#### (2)検討：地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項違反の有無

以上の事実認定に基づき、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項違反の有無を検討する。

市長が病院長に令和 5 年 8 月 8 日の面談を求めたのは、医療現場の状況把握のためであった。その面談において病院長は、病院の再編統合に関するこれまでの経緯や病院の現状について病院の管理者たる立場で説明した後、医師（有志）の作成した本件書面を市長に手渡した。以上の経緯からすると、本件書面を提出した行為は、市長が病院の現状を把握するのに役立つ行為であり、病院長が上司の市長に対し、現場医師の危機感を説明するという病院管理者の職務遂行の一環として行ったものと見られる。それゆえいずれの病院関係者についても、なんら法令上、そして公務員倫理上の問題があるとは考えられない。

申立人は、医師 59 名が退職をほのめかす本件書面を作成したこと、それを病院長に託したこと、病院長が面談を求められた市長に本件書面を手渡したこと（そのすべてまたはいずれか）が、地方公営企業等労働関係法

第 11 条第 1 項（争議行為の禁止）に違反すると主張する。しかしながら、以上の事実関係において、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項にいう「職員及び組合は、地方公営企業等に対して同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。」という規律に反する行為があったと認定できるものはない。

念のため、三田市民病院総務課に、本件書面が病院長から市長に手渡された前後の時期（具体的には市長選のあった令和 5 年 7 月 23 日から市長が病院統合を進める旨を市議会で表明した 11 月 24 日）について、三田市民病院のすべての医師について、その勤務状態を確認させたところ、医師勤務表及び病院事務局で把握するクレーム記録からは、市民病院再編統合計画の白紙撤回を求めるために勤務時間に勤務に従事しなかった事実はなく、この時期の病院の運営は通常通りであった。

以上から、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項にいう「地方公営企業等」すなわち三田市民病院に対する「同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為」に該当する行為はなかったと結論する。

### 3 ②に掲げる申立人の主張について

#### (1)事実認定：本件従事行為の経緯

オンブズパーソンとして、次のとおり認定する。

三田市民病院は他の病院との間に、委託契約により医師を派遣する仕組みを採用している。病院間で派遣の契約書を締結し、それぞれが本務先の病院の職務上の指示に基づき他病院で勤務するという仕組みである。この委託契約により他病院に派遣された場合、医師は三田市民病院の職務として、派遣先病院にて診察業務を行う。

このような病院間の医師派遣は、医師偏在対策として厚労省の通知（医政地発 0329 第 3 号、同第 6 号）にかかる「医師確保計画策定ガイドライン」によっても求められており、兵庫県内においても広く行われている。三田市民病院の場合、直近の時期であれば、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの委託概要は、派遣医師数（延べ）154 人、派遣先病院数は 5 施設であった。

地域の小規模医院においては、医師の不足により診療体制が確立できず、外部機関等から定期的な医師の招聘を要する状況の診療科があり、お

	<p>互いの派遣要望、派遣承諾により成り立っているという実情がある。三田市民病院も、同病院から外部病院に派遣する診療科もあれば、逆に、派遣依頼により外部病院から当院に招聘している診療科もあるという状態である。</p> <p>委託契約による他病院への医師派遣が行われた場合は、派遣先病院から三田市民病院への派遣医師業務従事確認書、及び派遣された医師から三田市民病院に特殊勤務報告書が提出される。申立人が指摘した A 医師、B 医師の診察業務についても、こうした確認書及び報告書があり、委託契約による派遣医師としての診察であったことが確認された。</p> <p>(2)検討：地方公務員法第 35 条違反の有無</p> <p>以上に認定したとおり、A 医師、B 医師はいずれも本務先である三田市民病院の職務上の指示に基づいて、他の医院で勤務したものである。</p> <p>よって、地方公務員法第 35 条にいう「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」という規律になんら反していないと結論する。</p> <p>4 結論</p> <p>以上から、オンブズパーソンとしては、①及び②いずれについても、申立に理由はないと結論する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
備	考

